

# DI8特別抗告

令和5年(し)第116号

決 定

申 立 人 今 井 豊

上記の者からの付審判請求事件について、令和5年2月10日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和5年 2月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 道 晴

裁判官 宇賀克也

裁判官 長嶺安政

裁判官 渡邊惠理子

裁判官 今崎幸彦

これは謄本である。

令和5年2月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 田 村 雅 則

